○上尾伊奈資源循環組合財政状況の公表に関する条例

令和５年４月１２日条例第３２号

上尾伊奈資源循環組合財政状況の公表に関する条例

（趣旨）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２４３条の３第１項の規定による財政に関する所要事項を説明する文書（以下「財政状況」という。）の公表については、この条例の定めるところによる。

（公表の時期）

第２条　財政状況の公表は、毎年６月１日及び１２月１日に行うものとする。ただし、当該公表の日が上尾伊奈資源循環組合の休日を定める条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１号）第１条第１項に規定する組合の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日に行うものとする。

２　天災その他やむを得ない事故により、前項に規定する期日に財政状況の公表を行うことができないときは、管理者は、事故のやんだ時から１月以内にこれを行わなければならない。

（公表事項）

第３条　前条第１項の規定により６月１日に公表する財政状況においては、前年１０月１日から３月３１日までの期間における次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)　予算に対する収入及び支出の概況

(2)　財産、地方債及び一時借入金の現在高

(3)　前２号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

２　前条第１項の規定により１２月１日に公表する財政状況においては、４月１日から９月３０日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度決算の概況を明らかにするものとする。

（公表の方法）

第４条　財政状況の公表は、上尾伊奈資源循環組合公告式条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第２号）第２条第２項各号に掲げる掲示場への掲示その他管理者が必要と認める方法により行う。

（閲覧）

第５条　上尾市及び伊奈町の住民は、公表の日から３月間は財政状況の閲覧を請求することができる。

（その他）

第６条　この条例に定めるもののほか、財政状況の公表について必要な事項は、管理者が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。